

大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例案

大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 12 市長は、平成27年4月1日から大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第 号）附則ただし書に規定する規定の施行日の前日までの期間について大阪市立城東区民ホールの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立城東区民ホールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 13 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第12項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第13項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第13項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表第1中

「大阪市立城東区民ホール
を

大阪市城東区中央1丁目」

「大阪市立城東区民センター

大阪市城東区中央3丁目」

に改める。

別表第3中「大阪市立城東区民ホール」を「大阪市立城東区民センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3の改正規定の施行期日は、市長が定める。

平成26年5月2日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

城東区民ホールの指定管理者の指定を受けるべきものの選定手続の特例を定めるとともに、城東区民センターを設置し、城東区民ホールを廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市コミュニティ振興施設条例（抄）

附 則

1 - 11 省 略

- 12 市長は、平成27年4月1日から大阪市コミュニティ振興施設条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第 号）附則ただし書に規定する規定の施行日の前日までの期間について大阪市立城東区民ホールの指定管理者を指定しようとするときは、第16条の規定にかかわらず、大阪市立城東区民ホールの管理を行おうとする法人等を指名し、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。
- 13 前項に規定する場合における第17条、第19条及び第20条の規定の適用については、第17条中「指定管理者の指定を受けようとする」とあるのは「附則第12項の規定による通知を受けた」と、「市規則で」とあるのは「、市長の」と、「その他市規則で」とあるのは「その他市長が」と、第19条中「第17条」とあるのは「附則第13項の規定により読み替えられた第17条」と、「内容を」とあるのは「内容が」と、「照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の」とあるのは「適合すると認めるときでなければ、」と、「選定するものとする」とあるのは「選定してはならない」と、同条第2号中「最大限に」とあるのは「十分に」と、同条第4号中「前3号」とあるのは「附則第13項の規定により読み替えられた前3号」と、第20条中「前条の規定により選定した指定管理予定者」とあるのは「指定管理予定者」とする。

別表第1（第1条関係）

名 称	位 置
省 略	
<u>大阪市立城東区民ホール</u>	<u>大阪市城東区中央1丁目</u>

別表第3（第4条関係）

省 略
<u>大阪市立城東区民ホール</u>
<u>大阪市立城東区民センター</u>